

駅前にぎわい広場 使用の手引き

福島市 都市政策部 市街地整備課

福島市五老内町3番1号

電話 024-525-3763 FAX 024-533-026

メールアドレス shigaichi@mail.city.fukushima.fukushima.jp

はじめに

この手引きは、JR 福島駅東口地区市街地再開発事業エリア内の駅前にぎわい広場（以下「広場」という。）を使用される方に、広場の設置目的に即した適正で安全な使用を行なっていたくとともに、各種手続き等を円滑に行うため、使用の基本ルール、配慮事項などをとりまとめたものです。広場のご利用にあたって、手引きとあわせて市ホームページもご確認ください。

広場を使用される皆さまにおかれましては、手引きや関係法令を十分理解し遵守したうえで、広場の特性や来街者の安全面に最大限配慮した円滑な実施運営を行なっていただくようお願いいたします。

なお、手引きは、令和 7 年 10 月 1 日時点のものです。予告なく変更する場合がありますのでご了承ください。

I 広場の概要

1. 設置目的

イベント開催時における集客の増加によりまちなかの賑わいを創出するため、福島駅東口地区市街地再開発事業の建築工事に着手するまでの間、再開発エリア内の一部を広場として提供し、貸し出しを行うものです。

2. 施設

- ・位置 福島市栄町 163 番の一部
- ・面積 約 2,500 ㎡（幅約 75m×奥行約 30m）
- ・主な施設 給水栓、分電盤



Ⅱ 広場の使用

1. 使用形態

- ・イベント等で広場の全部又は一部を占有使用する場合は、市街地整備課へ申請が必要です。
手続きの流れについては、市ホームページをご参照ください。

2. 使用時間、使用日数

- ・使用時間は、原則午前7時から午後9時までです。
- ・機材などの搬入、設営、撤去、搬出についても、上記の時間内に行ってください。
- ・ただし、大規模な設備等の搬入や音の出る作業などがある場合は、使用時間を調整させていただきますことがありますので、事前に市街地整備課と協議してください。
- ・連続して使用できる日数は、搬入出日も含めて、原則4日間です。

3. 使用条件

(1) 使用目的

- ・基本的には、多くの集客を図ることを目的としたイベントなどでご使用いただけます。
- ・まちなかの賑わい創出のため、駅前通りやまちなか広場、さんかく広場、シカク広場とあわせて、連携しながら使用することをご検討ください。
- ・同一日時で他の団体と敷地を分けて使用をお願いすることがございますので、あらかじめご理解ください。

(2) 使用料

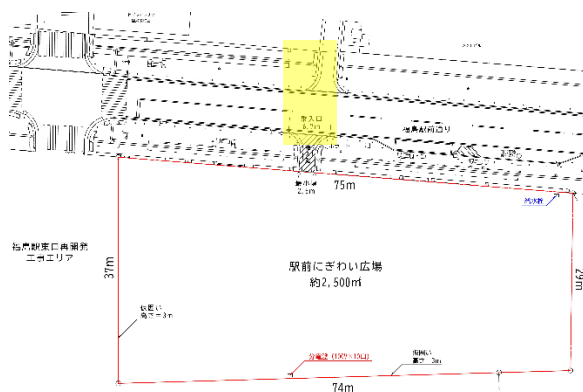
- ・広場の使用料は無料です。ただし、使用者の故意又は重大な過失により広場等を毀損した場合は、原状回復に係る費用をご負担いただくことがあります。

(3) 音量制限

- ・広場内での音量は、80 デシベル程度となるようお願いします。（まちなか広場と同じ）

(4) 車両制限

- ・イベント等で乗り入れができる車両は、普通乗用車程度です。左記以外の車両については、市街地整備課との協議によります。
- ・乗り入れ場所は、駅前通り側の一か所のみです。下図以外の位置からの乗り入れは禁止です。



- ・乗り入れの際は、歩行者に十分に注意してください。
- ・乗り入れの際は、バリケードを移動させてください。
- ・使用後は、バリケードを元の位置に必ず戻してください。
- ・仮囲いなどに接触しないよう、十分に注意してください。

(5) 安全対策

- ・使用時間外（午後9時から翌午前7時）も備品設置状態を継続する場合は、次の策を講じてください。
 - ①定時的に見回りを行い、いたずらや盗難を防ぐ、風で飛ばないように対策を講じるなど使用者の責任で管理すること。
 - ②人が立ち入らないようセーフティバーなどで周囲を囲うなど対策を講じること。
 - ③前日と翌日で使用者が異なる場合は両者協議し、管理を行うこと。
 - ④事故等が発生した場合は使用者の責任において対応すること。

(6) 養生・原状回復

- ・飲食ブースを設ける場合は、地面に汚れや臭いが浸透しないようにシートやマットを敷くなど養生を行ってください。
- ・汚損した場合は、使用者の責任において清掃を行い、原状回復をしてください。

(7) トイレ、ゴミなど

- ・トイレは、パセオ自転車駐車場内又は福島駅前公衆トイレ（駅前交番南側）を使用するよう案内してください。（市HPより案内チラシをダウンロードしご利用ください）
- ・イベント中はエコステーションを設置するなど、ゴミの回収を確実に行ってください。

Ⅲ 設備等の使用

1. 設備の種類

種類	内容	備考
電気設備	分電盤（2口で100V・10A 計10口）	電力の変更・増設は不可
水道設備	給水栓（蛇口1か所）	

- ・電気や水道を使用する場合、別途使用料はいただきませんが、使用にあたっては、漏電や漏水に注意するとともに、必要最低限の使用に努めてください。
- ・使用日の前日に電気・水道設備の鍵を市街地整備課で受け取り、使用日の翌日（開庁日）に鍵をご返却ください。
- ・故意または重大な過失により漏電漏水があった場合は、その費用を弁償していただきます。
- ・凍結や漏水防止のため、使用後は必ず水道の水抜栓を締めてください。
- ・排水設備はありません。汚水等は使用者の責任で管理、処分を行ってください。

2. 備品の種類～ご自由にお使いください～

- ・木製テーブル・ベンチ（4人掛け10セット）、木製スツール（約30脚）etc.

Ⅳ 制限事項

広場内への立ち入りが自由であるという特性やまちなかを行きかう人々の安全・安心を確保するため、次の行為を制限します。

1. 禁止行為

・以下の行為は、一般の使用者及びイベント等を実施する使用者において、いかなる場合も禁止とします。

- ①施設等を滅失し、又は毀損すること。
- ②他人に迷惑をかける行為又は危害を及ぼすおそれがある行為をすること。
- ③市長が広場の管理運営上支障があると認める行為。

・イベント等を実施する使用者は、以下についても禁止とします。

- ④使用申請内容と異なる目的で利用すること。
- ⑤使用する権利の全部又は一部を第三者へ譲渡、転貸すること。

2. 行為の制限

・以下の行為は、許可が必要です。以下の行為を行う場合は、「駅前にぎわい広場使用申請書（様式第1号）」を提出してください。

- ①物品の販売、頒布その他これらに類する行為をすること。
- ②広告、宣伝その他これらに類する行為をすること。
- ③興行を行うこと。
- ④募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- ⑤業として写真又は映画を撮影すること。
- ⑥発表会、集会、展示会その他これらに類する催しをすること。
- ⑦火気を使用すること。
- ⑧車両を乗り入れ、又は止めておくこと。

3. 使用の制限

・以下の場合、使用申請があっても使用の許可を受けることができません。

- ①公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- ②特定の宗教活動の用に使用するとき。
- ③特定の政治活動の営利宣伝の目的の用に使用するとき。
- ④集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行なうおそれがある組織及びその関係者が使用し、若しくは使用に関係し、又はこれらの者の利益になると認められるとき。
- ⑤施設等を滅失し、又は毀損するおそれがあるとき。
- ⑥自動車の駐車・保管のみを目的とするとき。
- ⑦その他管理運営上支障があるとき。

ポイント 広場の設置目的上、個人的占用使用及び特定の団体のみの占用使用はできません。例えば、個人やグループでのキャンプ、企業の従業員向け健康診断会場としての使用等です。判断に迷う場合は、市街地整備課へご相談ください。

・以下の場合、使用の許可を変更、停止、取消をすることがあります。

- ⑧ 上記①から⑦に違反したとき。
- ⑨使用の許可の目的又は許可に付した条件に違反したとき。

- ⑩使用の制限のいずれかに該当したとき。
- ⑪偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- ⑫公益上やむを得ない理由が生じたとき。

V 管理責任、免責及び損害賠償

- ・使用期間中に発生した事故については、使用者自身のみならず関係業者や参加者の行為であっても、すべて使用者に責任を負っていただきます。したがって、事故防止には万全を期してください。万が一、事故が発生した場合は、すみやかに警察など関係機関へ連絡後、市街地整備課へ報告してください。
- ・使用期間中に施設及び設備、備品を滅失、毀損したときは、その損害額を賠償していただきます。すみやかに「駅前にぎわい広場滅失（毀損）届（様式第5号）」を市街地整備課へ提出してください。
- ・使用期間中に使用者が持参した物品又は現金、貴重品については、使用者の責任において管理してください。使用者の物品等に損害が生じて、市はその損害を負いません。
- ・使用許可の取消し等に伴い、使用者に損害を及ぼすことがあっても、市はその責任を負いません。（使用者が使用ルール等に違反した場合のほか、災害その他緊急事態の発生により広場が使用できなくなった場合も該当します。）
- ・非イベント開催時において、市の施設の瑕疵によらない利用者間のトラブルについては、市は一切の責任を負いません。

VI 関係法令の遵守

- ・関係法令（道路法、道路交通法、消防法、建築基準法、食品衛生法など）を遵守してください。また、関係行政機関との調整や届け出が必要になる場合は、使用者が必要な手続きを行なってください。

VII その他

- ・お落とし物、忘れ物を発見した際は、下記の警察署又は交番へ届け出てください。

届出先	住所	電話番号
福島警察署	福島市上町7番31	024-522-2121
福島駅前交番	福島市栄町1番1	024-522-1221